南三陸さんさん商店街出店者募集要項

１　募集の趣旨

さんさん商店街は、南三陸町志津川地区の地域振興と観光交流を目的に平成 29 年３月３日にオープンし、今年で９年目を迎えました。地域の魅力を発信するため積極的な催事開催や地域住民とイベントを通じて交流を深めるなど、様々な工夫をして集客や商業施設の運営に努めております。この趣旨に鑑み来場者のくつろぎの場の創出と地域の産業振興を目指す出店者を募集するものです。

２　施設の概要

⑴ 名称　南三陸さんさん商店街
⑵ 施設の所在　南三陸町志津川字五日町 201 番地 5
⑶ 施設の構造　地上 1 階建
⑷ 敷地面積　20,112 ㎡
⑸ 施設管理　株式会社　南三陸まちづくり未来
⑹ 営業時間　各店舗により異なる
⑺ 駐車場　320 台（臨時駐車場を含む）

３　テナント募集概要

⑴ テナント区画　C－05
延 べ 床 面 積　185.49 ㎡（別紙図面参照）
⑵ 既存の施設を使用することが可能ですが、備品及び消耗品その他調理・販売に必要な物品その他の設備の設置については、出店者の負担とします。
⑶ サインの位置や販売に係るポップ作成など、営業広告に等に関する業務は出店者にて行うこととします。（管理者へ要相談）

４　応募者の参加資格

以下の条件を全て満たすものに限る
⑴ 日本国内に住居する個人又は法人であること。
⑵ 公租公課を滞納していないこと。
⑶ 製造や販売に必要な食品衛生法等の関係諸法令に基づく、全ての許可及び免許を取得可能なこと。
⑷ 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
⑸ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない物であること。
⑹ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
⑺ 暴力団体関係組織又はその他社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

5　契約条件等

⑴ 契約の相手　株式会社南三陸まちづくり未来
⑵ 契約形態　定期建物賃貸借契約（店舗「テナント」の使用許可）
⑶ 契約期間　10年（但し、使用許可日からまちづくり未来が指定した期間）
⑷ 使用面積　上記募集概要へ記載のとおり
⑸ 月額賃料　㎡単価　2,200円（税込）となります。
⑹ 保証金　月額賃料の12か月分となります。
⑺ 直接経費　テナントにおける水道、下水道、電気、ガス料金はその使用量に応じて毎月出店者が別途負担とします。
⑻ その他（共通事項）

① 出店者及びその従業員は、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の支持を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを行ってください。
② 契約者の直営とします。（賃借権等の第三者への譲渡は認めません。）
③ トイレや駐車場等共通使用施設の詳細については、契約後に施設管理者の指示とおりとします。
④ 電話及びインターネット回線等が必要な場合は出店者の負担とします。
⑤ その他、本要項に定めのない事項については、南三陸まちづくり未来の「営業管理規則」に従うものといたします。

6　応募方法

応募書類　出店申込書（別紙）※希望があれば、メールで様式をお送りいたします。

7　応募の受付

⑴ 受付期間　随時受付ております。
⑵ 受付場所　南三陸まちづくり未来事務所（さんさん商店街内）
⑶ 問合せ先　南三陸まちづくり未来　TEL：0226－28－9880
FAX：0226－28－9290
Mail：info@sansan-minamisanriku.com

※事前に施設の見学（内覧）が可能ですので、ご希望の方はお問い合わせください。

⑷ 受付方法　出店申込書に必要事項記入の上、受付場所へ持参いただくか、FAX、メール（info@machi-mirai.jp）にてご提出ください。

8　選定方法

本要項に基づいて応募されたものに対して、(株)南三陸まちづくり未来の執行役員会において、協議し決定するものです。

なお、選定にあたり出店事業計画書等の資料を提出していただく場合もございます。

令和７年　月　日現在